

1 問題の所在

第8回WGにおいて、行政通報の要件である真実相当性に関し、名誉毀損と行政への公益通報の違いの有無が論点になった。

当職において、行政通報は公然性がない点の一つの相違点である旨指摘したところ、別の委員から、民事上の名誉毀損では大審院判例があり特定少数の者に対する表示であっても名誉毀損となる旨の反論があった。

こうした経過から、民事上の名誉毀損についていわゆる公然性が要求されているのかどうかを確認した。

2 検討状況

(1) 大審院判決等の状況

①大判大5. 10. 12民録22・1879

〈他人の社会上の地位を毀損するような事実を第三者に表白したときは、広く社会に流布するに至らなくても、その者の名誉権を侵害する旨判断。〉

②大判昭2. 12. 17

〈内縁の妻が姦通・万引をした等のことを、その夫及び実父に通信した事案で名誉毀損の成立を認めた。〉

③金沢地判昭30. 8. 18

〈訴訟当事者をひぼうする陳述書を担当裁判官に提出した事案で名誉毀損の成立を認めた。〉

(2) その後の下級審の状況

[多くの事例で公然性ないし伝播可能性を要求]

④長野地飯田支判昭31. 4. 9下民7・4・903

〈調停中に調停委員が当事者の誤った主張をたしなめた場合に、調停は非公開であり、しかも相手方が対席していないという理由で名誉毀損の成立を否定。〉

⑤東京高判昭35. 9. 12下民11・9・1885

〈警察官が弁護士に無礼な言辭をなしたのに対し、その発言が署長室内で行われ、第三者に全然聞こえないということも考慮して、違法性なしとされた。〉

⑥東京高判平26年7月17日

〈ある会社の取締役等が、その会社の元従業員において横領等の犯罪行為を行った旨を記載した電子メールを18名の取引先関係者に個別に送信した事案について、伝播可能性を検討したうえで名誉毀損の成立を認めた。〉

⑦東京地判平28年2月18日

〈「知事とふるさとを語る会」において、会に出席していた被告が、受付の人、連合会事務局長、某会会長に対して、「(別の出席者である原告から)今、覚えていよと脅された」と述べた件について、特定かつ少数人に対して事実を摘示したものに過ぎず、公然性がないから、名誉毀損行為とは認められないとした。〉

など

(3) 学説の状況

流布の程度は違法性の有無を決定する重要な基準となると解すべきとするもの

*1, 「社会」の評価が低下しなければ名誉毀損とは言えないので, 結果的には「公然」性が要件とされているのと事実上ほぼ同じになるとするもの*2等があるが, 基本的には公然性の要件ないし社会的評価の低下の判断の中で同様の要件が必要とする意見が多いと思われる。

3 結論

近時の下級審判決の傾向, 学説の趨勢を見ると, 基本的には刑法同様公然性の要件ないしこれと同様の要件(不特定多数要件)が求められていることを前提に議論すべきではないか。また特定少数の場合であっても伝播可能性がある場合には同要件を満たすとされるのが一般と思われるが、守秘義務を有する所管官庁への通報の場合には通報内容がそのまま伝播するわけではないため、やはり行政通報と名誉毀損とは大きく異なると理解すべきであると考え。

以上

*1加藤一郎編 注釈民法(19)債権(10) 186頁 有斐閣

*2佃克彦 名誉毀損の法律実務 54頁 弘文堂。
「竹田稔・堀部政男編 新・裁判実務体系第9巻 名誉・プライバシー保護関係訴訟法 6頁 青林書院」も同趣旨と思われる。